（都市型ロープレスキュー器具による渡過の訓練要領）

第百五十三条　都市型ロープレスキュー器具による渡過を実施するには、渡過訓練を行うに十分な渡過施設を設定しておく。

2　都市型ロープレスキュー器具による渡過における定位は、渡過開始位置からおおむね一メートル隔てた位置とする。

3　都市型ロープレスキュー器具による渡過を行うには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、「渡過用意」と号令し、渡過員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、渡過員の「到着」の合図で「よし」と指示する。

二　渡過員は、前号の「渡過用意」の号令でブリッジ線にショックアブソーバ付きランヤードにつながれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、安全環をしめたのち渡過姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で渡過を開始し、渡過を完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でブリッジ線からカラビナ等をはずし、係留点を視認点検して「係留点よし」、次いで「終り」と合図する。

（都市型ロープレスキュー器具による渡過の要領）

第百五十四条　都市型ロープレスキュー器具による渡過は、次の各号の要領による。

一　墜落制止用器具を着装し、カラビナ、二重滑車等の設定位置は腹部Ｄ環とする。

二　器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

三　渡過する方向を左側にしてブリッジ線に対面し、ショックアブソーバ付きランヤードにつながれたカラビナをブリッジ線の下からかけて安全環を確実にしめ、次いでカラビナ、二重滑車等をブリッジ線にかけて安全環を確実にしめ、進む方向側のロープを両手でもって下がり、体重を墜落制止用器具にかけ、両手で交互にロープをつかみ、引いて渡過する。

第六節　都市型ロープレスキュー器具による確保操法

（操法実施上の留意事項）

第百五十五条　都市型ロープレスキュー器具による確保操法を実施するときは、第四条、第百三十五条各号及び第百三十九条に定める事項に留意するほか、確保器具、オートロック式制動器具（以下「制動器具」という。）等を使用しなければならない。

（都市型ロープレスキュー器具による確保の訓練要領）

第百五十六条　都市型ロープレスキュー器具による確保を実施するときは、第百三十六条に定めるもののほか、次の要領による。

一　確保ロープは、二系統とすること。

二　降下員は、確保ロープを墜落制止用器具に設定すること。

三　確保器具、制動器具等に確保ロープを設定した際は、オートロック機能等の点検を実施すること。

（都市型ロープレスキュー器具による確保の要領）

第百五十七条　都市型ロープレスキュー器具による確保を行うには、器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

第十七章　はしご操法

第一節　［略］

第百五十八条　［略］

第百五十九条　［略］

第百六十条　［略］

第十七章　［同上］

第一節　［同上］

第百三十八条　［同上］

第百三十九条　［同上］

第百四十条　［同上］